

北朝鮮による核実験実施に対し 毅然とした対処を求める要請決議

決議

嘉手納基地へのパトリオット・ミサイル 配備に対する抗議決議

朝鮮民主主義人民共和国 (以下「北朝鮮」という) は、平成 18 年 10 月 9 日午前 10 時 35 分ごろ、地下核実験を実施したと発表した。

今回の核実験は、世界各国からの実験中止要請を無視し強行されたもので、世界恒久平和を願い、核兵器廃絶に向けて努力する国際社会に対する重大な挑戦であり、北東アジア地域の平和と安全を根底から覆すものである。

我が国は、広島、長崎への原爆投下による被爆を経験した唯一の国である。西原町は、すべての核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願って昭和 60 年 12 月 18 日に「西原町非核反戦平和都市宣言」を宣言、全ての戦争を否定し、人類の生存を脅かす核の廃絶を世界の全核保有国に強く求めてきた。しかし、これらの努力を重ねてきたにもかかわらず、北朝鮮が核実験を強行したことは、到底容認できるものではない。

よって、本町議会は、国連の制裁措置を含め、国際社会と一致協力した外交を展開し、全ての核兵器及び核計画を放棄するよう促すことを含め毅然とした対処を行うよう強く要請する。

以上決議する。

平成 18 年 12 月 21 日
沖縄県西原町議会

あて先

内閣総理大臣／外務大臣／総務大臣／法務大臣
財務大臣／文部科学大臣／農林水産大臣
経済産業大臣／国土交通大臣／内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣／国家公安委員会委員長
防衛庁長官／警察庁長官

本町においては、基地機能の強化に反対し整理縮小を求めているところである。戦後 60 年あまりが経過した現在でも、嘉手納基地周辺の住民は騒音被害や米軍属による事件、事故に苦しめられている。

それにもかかわらず、米陸軍の地対空誘導弾パトリオット・ミサイル (PAC3) の本体 24 基が 10 月 11 日、嘉手納基地周辺の市町村長や住民が反対する中、機動隊を動員して、搬入を阻止しようとした市民団体を排除し、嘉手納弾薬庫に運びこまれた。11 月 30 日には、PAC3 を運用する米陸軍防空砲兵隊の着任式が行われた。年内の PAC3 一部運用を開始に向け作業を本格化させ、隊員約 600 人全員の移駐が完了する来年 3 月までに全面運用を始める予定で、演習や訓練の増加が必至である。

米陸軍のパトリオット・ミサイルの嘉手納基地への配備は、沖縄の基地軽減に逆行するもので、さらなる基地機能強化に繋がり、基地周辺住民に不安と負担を与えることは明白である。地元への一切の協議もなく、情報や説明がないまま、すでにその配備に向けて一方的に進められたことは断じて容認できない。

よって、本町議会は、町民の生命、安全、財産を守る立場から、地対空誘導弾パトリオット・ミサイル (PAC3) の嘉手納基地への配備に断固反対し、その撤回を強く求める。

以上決議する。

平成 18 年 12 月 21 日
沖縄県西原町議会

あて先

駐日米国大使／在日米軍司令官／在沖米国総領事
在日米軍沖縄地域調整官
嘉手納基地第 18 航空団司令官

後期高齢者医療制度創設にあたっての決議

本年 6 月、国会において成立した医療制度改革関連法により、現在の老人保健制度が廃止された。

代わって、新たな後期高齢者医療制度が、沖縄県内すべての市町村が参加する「広域連合」を運営主体に 2008 年 4 月から施行される。

新たな後期高齢者医療制度は、「その心身の特性や生活実態等を踏まえる」という法成立の趣旨を踏まえ、後期高齢者の健康と生命を守りうるものでなければならない。

本町議会は、本町が後期高齢者医療広域連合に参加する一員として、制度創設にあたり、以下の諸点について留意し、検討をすすめることを求める。

- 一、保険料決定にあたっては、高齢者の所得・生活の状態を踏まえ、支払いが可能な金額とすること。
- 一、支払い困難な層に対しては、納付相談など、懇切丁寧な相談体制を構築すること。
- 一、滞納者に対する機械的な資格証明書の発行は行わないこと。
- 一、後期高齢者の診療報酬設定にあたっては、保険給付範囲の限定や、在宅療養や終末期医療のむやみな包括定額化など、高齢者に対する年齢差別的な取り扱いが持ち込まれないよう、国に対して強く要請すること。

以上、決議する。

平成 18 年 12 月 21 日 沖縄県西原町議会

あて先 沖縄県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会 会長 翁長 雄志 殿

条例

地方自治法の一部を改正する法律に伴い



議案 48号 西原町課設置条例の一部改正する条例について

- // 49号 西原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- // 50号 西原町監査委員条例の一部を改正する条例について
- // 51号 西原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
- // 52号 西原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- // 53号 西原町税条例の一部を改正する条例について
- // 54号 西原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取付又は処分に関する条例の一部を改正する条例について
- // 55号 西原町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- // 56号 西原町振興開発基金の設置管理および処分に関する条例等を廃止する条例について
- // 57号 西原町あき地管理の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
- // 58号 西原町都市公園条例及び西原町法定外広共物管理条例の一部を改正する条例について
- // 59号 西原町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- // 60号 那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について
- // 61号 西原町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- // 62号 西原町重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- // 63号 西原町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- // 64号 西原町下水道条例の一部改正する条例について
- // 65号 沖縄県後期高齢者医療広域連合の設置について



人事

全会一致で同意



■ 教育委員会委員の任命

新垣洋子 西原町字我謝100番地
昭和23年2月17日生(59)
故、上里善孝氏の後任。



■ 人権擁護委員候補として推薦

知花 正 西原町字小那覇337番地の7
昭和16年6月20日生(65)
下地郁子氏の任期満了に伴うもの。



■ 人権擁護委員候補として推薦

安里政雄 西原町字小波津605番地の1
昭和19年3月28日(62)
人権擁護委員の増員に伴うもので(任期3年)

あなたの声を町政に

請願・陳情と町議会

請願・陳情とは

請願は、国とか地方公共団体（県など）に対して、その担当するあらゆる事務について、国民（住民）の側が希望を申し出ることをいいます。議会に対する請願については、議員の紹介を必要とします。

陳情も本質的には請願と変わりませんが、議会に対する場合には議員の紹介が要らないという点で、異なっています。

請願・陳情の出し方

- ① 請願（陳情）の件名、趣旨・理由、提出年月日、提出者の住所・電話番号・氏名（法人など団体の場合は、その名称、代表者の氏名）を記載し、押印してください。
- ② 通り会など多数の連署で提出する場合は、代表者の署名押印を表に記載し、署名簿を添付してください。
- ③ 請願の場合は、紹介議員の署名又は記名押印が必要です。
- ④ 請願（陳情）の趣旨や理由は、簡潔にし、内容が項目別に分けられる場合は項目別に書いてください。

請願・陳情の処理について

提出された請願・陳情は、担当の委員会で審査され、本会議で最終的に採決が行われます。採択された請願、陳情は、町長などの執行機関に送付し、その処理経過や結果の報告を求めます。また、提出者には採択、不採択を問わず、審議の結果をお知らせします。

提出された請願・陳情の取扱い

